

質問に対する回答

No.	項目	質問事項	回答内容
1	仕様書 参考事項1	医事業務等受託の上で必要と考えられる最低確保ポイント(合計12ポイント)が示されていますが、これは積算上の必須要件との理解でよろしいでしょうか。または、業務品質を確保した上での受託者からの体制提案により、配置人員を調整する余地はありますでしょうか。	直近の実績を踏まえて必要と考えられる人員の最低確保ポイントを参考に示したものであり、このポイントをもとに積算しなければならないというものではありません。また、後段の質問については、提案の内容が分からないため、回答は差し控えていただきます。
2	仕様書 参考事項1 (1)	医事業務の実施時間は「8時30分から業務終了まで」とされていますが、人員積算の参考として、現行における平均的な業務終了時刻の目安をご教示ください。	平均的な業務終了時刻は、18時30分頃と認識しています。
3	仕様書 参考事項1 ※	「診療報酬請求業務については、一定期間に業務が集中することから、期間的な応援要員が必要となる」とありますが、現行実績における応援要員の人数および従事日数の目安をご教示ください。	応援要員1名、従事日数7日程度です。
4	仕様書 参考事項2 ほか	業務量把握のため、1日平均外来患者数、月間の新入院・退院患者数、病床数および病床稼働率、ならびに各種診断書・意見書・証明書等の月間作成申込件数の直近実績をご教示ください。また、レセプトの査定減点および返戻の月間平均件数についてもご教示ください。	1日平均外来患者数約80名、月間入院・退院患者数約30名 病床数123床、病床稼働率約75% 診断書等の月間申込件数約140件 レセプト査定減点月間約20件、返戻月間約4件
5	仕様書 4(3)	窓口での督促および回収の対象となる患者未収金について、直近の件数および金額の規模をご教示ください。また、未収金の督促・回収に関する貴センターの運用ルールやマニュアル等の有無についてもご教示ください。	一般的に、診療費の支払が所定の期日までに行われず、未収となっている患者に対して、窓口での督促をお願いしているものです。なお、患者に対し、入院費の支払は請求から15日以内をお願いしています。
6	仕様書 6(1)ウ(ア)	院内処方患者への薬引換券発行が業務内容に含まれていませんが、令和9年度以降、外来患者への処方では全て院外処方箋により行われる理解でよろしいでしょうか。	令和7年9月以降、外来患者に対しては、院外処方箋を発行しています。
7	仕様書 6(3)エ②	「制限のある患者に対する飲料水の配付(第1病棟、第2病棟)」について、対象患者数の目安、1日あたりの配付回数および個別管理の方法をご教示ください。	主に保護室、準保護室の患者が対象となり、その管理や配付は看護師が行っています。委託業務ではその準備をお願いしているものです。
8	仕様書 6(5)イ②ほか	郵便物等の収発業務のうち郵便局への運搬、ならびに事務消耗品の管理、図書の整備・管理および患者・家族からの預かり物品のリスト作成は、受託者の業務に含まれない理解でよろしいでしょうか。	委託業務に含まれません。
9	仕様書 4(1)カ・3	医事システムおよび電子カルテシステムのメーカー・製品名と、履行期間中(令和9～10年度)のシステム更改予定の有無をご教示ください。また、業務引継・業務準備期間(契約締結日～令和9年3月31日)において、システムの操作確認や研修を行う機会および環境は提供されますでしょうか。	医事システム ML-A、電子カルテシステム ML-R いずれも(株)ナイス製です。 契約期間中のシステム更改予定はありません。 また、業務引継・準備期間中のシステム研修は予定していません。
10	契約書案 第16条	提供施設として休憩室(11.0㎡)が明記されていますが、このほか業務従事者用の更衣室・ロッカーおよび通勤用駐車場の貸与の有無ならびに費用負担についてご教示ください。	契約期間中、業務従事者に対して、更衣室・ロッカーおよび通勤用駐車場についても無償で貸与します。
11	入札説明書 1(3)・契約 書案	本業務の履行期間は令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間とされていますが、政府の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会)では、最低賃金の上昇等に伴う労務費上昇分の適切な価格転嫁が求められています。これを踏まえ、2年目(令和10年度)の最低賃金改定等に応じて、契約期間中に契約金額の見直し(協議)を行う想定はありますでしょうか。または、契約期間中の見直しは行われないため、2年分の最低賃金上昇分をあらかじめ見込んだ金額で入札すべきとの理解でよろしいでしょうか。	契約期間中に契約金額の見直し(協議)は行いませんので、契約期間中の最低賃金上昇分をあらかじめ見込んでいただく。